

大 個 審 第 3 9 号
(答 申 第 2 7 6 号)
平成 2 7 年 9 月 2 9 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会長 角松 生史

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成 2 7 年 8 月 2 0 日付け市第 2 5 8 0 号で諮問のありました「住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報の条例による利用について」に関し、大阪府住民基本台帳法施行条例 (平成 2 3 年大阪府条例第 7 号) 第 6 条に基づき審議した結果、現時点において、住民基本台帳ネットワークシステムを用いて行う事務手続の一部について検討がなされていないことから、本人確認情報の保護のための必要な措置が講じられるのか否かが十分に確認できないため、諮問事項について認めることができません。

ただし、別紙に掲げる事務に関する公益性については理解できることから、個人情報の保護に万全を期すことを前提に、当該事項を同条例に追加することについては、適当なものとし、当該事務手続の詳細が確定次第、あらためて事前に本審議会の意見を徴することを求めます。

(別 紙)

利用事務

- 1 事務名 大阪府私立高等学校等授業料支援補助金の支給に関する事務
事務概要 推進校の設置者に対し、授業料支援補助金の支給等を行う。
根拠法令等 大阪府私立高等学校等授業料支援補助金交付要綱
- 2 事務名 大阪府私立高等学校等奨学のための給付金の支給に関する事務
事務概要 府内在住の低所得者世帯の私立高校生等の保護者等に対し、奨学のための給付金の支給等を行う。
根拠法令等 大阪府私立高等学校等奨学のための給付金支給要綱
- 3 事務名 大阪府私立高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務
事務概要 府内私立高等学校等の生徒に対し、学び直し支援金の支給等を行う。
根拠法令等 大阪府私立高等学校等学び直し支援金交付要綱
- 4 事務名 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務
事務概要 生活に困窮する外国人に対し、生活保護の措置等を行う。
根拠法令等 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)
- 5 事務名 大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金の支給に関する事務
事務概要 府内在住の低所得世帯の国公立高校生等の保護者等に対し、教育費負担軽減のため奨学のための給付金の支給等を行う。
根拠法令等 大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金支給要綱
- 6 事務名 大阪府公立高等学校学び直しへの支援金の支給に関する事務
事務概要 府内公立高校の生徒に対し、学び直し支援金の支給等を行う。
根拠法令等 大阪府公立高等学校学び直しへの支援金事務処理要領
- 7 事務名 大阪府立高等学校家計急変への支援に関する事務
事務概要 家計急変世帯の府立高校の生徒に対し、授業料免除を行う。
根拠法令等 高等学校の授業料の免除に関する取扱要領
- 8 事務名 特別支援学校への就学のための必要な経費の支弁に関する事務
事務概要 特別支援学校へ就学する児童等の保護者等に対し、就学のための必要な経費の支弁等を行う。
根拠法令等 特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱